

# 税の申告が始まります

2月17日(月)から3月17日(月)まで



平成25年中の所得に対する所得税および復興特別所得税確定申告と市県民税申告の受付相談が始まります。早めの準備で正しい申告をしましょう。

- 申告に必要なもの
- ◇印鑑(認印でも可)
- ◇収入がわかるもの
- ▼給与や年金の源泉徴収票(原本)
- ▼農業や事業収入の場合は、売上額や仕入れ額、経費などを集計した資料など
- ◇控除するものがわかるもの
- ▼国民年金の支払い証明書、生命保険・個人年金・地震保険などの控除証明書など(すべて原本)

▼国民健康保険税、介護保険料などの支払い額がわかるもの(納付書や引き落とし口座の通帳など。年金受給者は、年金の源泉徴収票に記載がある場合があります)

▼医療費控除を受ける人は、医療機関などに支払った金額や、補てんされた金額(生命保険や高額医療などで受け取った額)をあらかじめ集計した領収書(原本)

◇前年の申告書や収支内訳書などの控え

◇申告者の口座がわかるもの

還付が生じた際、還付金振込口座として必要です

## 還付申告は申告期間前でもできます

医療費控除や雑損控除など、税額が還付になる場合、税務署では申告期間前でも申告書の提出ができます。

確定申告期間中は各会場が

大変組み合わせますので、ぜひ、期間前申告を利用ください。

## 譲渡所得があった人

平成25年中に、土地や建物などを譲渡したり交換した場合は、譲渡所得の申告が必要となりますので、税務署で申告してください。

## 申告書は国税庁のホームページで作成できます

確定申告書等作成コーナーで、画面案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書のデータはプリントアウトして、郵送などで提出できます。

**e・Taxなら**

①ホームページからそのまま送信

確定申告書等作成コーナーで、画面案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

- ②添付書類の提出省略
- ③還付がスピーディー
- ※「電子証明書付の住民基本台帳カード」と「ICカードリーダライタ」が必要で問い合わせ

佐原税務署 ☎(54)1331

## 香取青色申告会無料相談

青色申告を選択している人向けの、決算、確定申告、消費税の無料相談を行います。

## 日時・場所

- ◇2月12日(水)・13日(木) 9時30分～15時30分 香取商工会館第1会議室
  - ◇3月7日(金)・10日(月) 9時30分～15時30分 佐原商工会議所3階第3会議室
  - ※e・Taxを希望の人は、2月7日(金)までに香取青色申告会へ申し込みください
- 問い合わせ ☎(54)5041
- 香取青色申告会 ☎(54)5041

## 1人のような場合も

## 忘れないで申告を

確定申告や市県民税申告は、平成26年度の市県民税や国民健康保険税などを算出する基礎となりますので、申告してください。

## 収入が公的年金のみの人

公的年金のみの所得者で、日本年金機構などへ提出した「扶養親族等申告書」で申告した扶養親族以外にも扶養控除の対象となる親族がいる場合や、自分で納付した国民健康保険税、後

## 香取市に住居登録のない人

平成26年1月1日現在、香取市に住居登録のない人も、実質上の生活の本拠地が香取市である人や、市内に事務所や事業所、または家屋を所有している人は、市県民税の申告が必要です。



問い合わせ  
税務課 ☎(50)1242

## ■申告相談会場・相談日

会場	曜日	相談時間
佐原税務署 ☎(54)1331	月～金曜日	9時～17時
市役所5階大会議室 ☎(50)1242	月～金曜日	8時30分～17時
小見川市民センター「いづき館」 3階304研修室 ☎(82)1114		(正午から13時までは受領のみ)
山田支所1階会議室 ☎(78)2113	月・水・金曜日	
栗源支所仮事務所2階会議室 ☎(75)2113	火・木曜日	

## 【税務署で受け付けできる申告】

- ①平成25年分、平成25年分以外の確定申告
  - ②申告期間前の還付申告、期限後の申告
  - ③修正申告、更正の請求
  - ④青色申告を選択している人、株や土地建物の譲渡により収入がある人、消費税申告をする人の申告
  - ⑤作成済みの申告書受付
- ※震災や台風などによる建物や家財などの被害を雑損控除する人は税務署での申告相談をお勧めします

## 【市役所・各支所で受け付けできる申告】

- ・平成25年分の確定申告(上記②、③、④を除く)
- ・作成済みの申告書受付
- ・市県民税の申告(確定申告をする人は不要)

3月2日(日) 8時30分～17時  
市役所・各支所で休日申告相談を行います

## 介護保険にかかる所得控除

介護保険にかかる控除には、社会保険料控除や医療費控除、障害者控除があります。このうち医療費控除の対象となるものに、特定の介護サービス費用とおむつ代があります。

### ■介護サービス費用

下表の介護サービス費用が医療費控除の対象となります。中には別のサービスと併用している場合のみ対象となるものもありますので確認ください。

なお、申告にはサービス事業者が発行する領収書を添付してください。

### ■おむつ代

寝たきり状態で治療上おむつの使用が必要な人は、医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付により、おむつ代の医療費控除が受けられます。

なお、この控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定を受ける際の書類から寝たきり状態などの要件が確認できる場合には、市が交付する確認書で医師の証明書に代えることができます。高齢者福祉課に確認の上、申請してください。

### 問い合わせ

高齢者福祉課 ☎(50)1208

## ■医療費控除の取り扱い

	医療費控除の対象となる介護サービスの種類
医療費控除の対象	1 訪問看護(介護予防含む)
	2 訪問リハビリテーション(介護予防含む)
	3 居宅療養管理指導(介護予防含む)
	4 通所リハビリテーション(介護予防含む)
	5 短期入所療養介護(介護予防含む):老健施設など
	6 介護老人保健施設
	7 介護療養型医療施設
1～5のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象	8 訪問介護(介護予防含む) ※生活援助中心型は除く
	9 夜間対応型訪問介護
	10 訪問入浴介護(介護予防含む)
	11 通所介護(介護予防含む)
	12 認知症対応型通所介護(介護予防含む)
	13 小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)
	14 短期入所生活介護(介護予防含む):特養ホームなど
2分の1が医療費控除の対象	15 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設